

3産労商地第560号
令和3年6月18日

東京都商店街振興組合連合会
理事長 桑島 俊彦様

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

商店街における屋外照明の夜間消灯に係るご協力のお願いについて

日頃より東京都の商店街振興施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

このたび、国において緊急事態宣言が令和3年6月20日で解除され、同年6月21日から7月11日までまん延防止等重点措置に移行することが決定されました。

現在、都内では感染者数が下げ止まっており、繁華街の滞留人口も特に夕方から夜にかけての増加が目立つなど、再び感染拡大へと転じることも懸念されています。まん延防止等重点措置の期間において感染の再拡大を防止するためには、基本的な感染防止対策に加え、人流の抑制が必要となります。これまで令和3年4月23日付3産労商地第246号、同年5月7日付3産労商地第328号及び同年5月31日付3産労商地第472号により以下の取組へのご協力を依頼しております。引き続きのご協力について重ねて加盟の商店街の皆様にご周知いただけますようお願いいたします。

記

1 期間

令和3年4月25日（日）～7月11日（日）20時以降

2 依頼内容

- ・商店街が保有するアーチなどの屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯
- ・会員店舗が保有する看板などの屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯

なお、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、引き続き適切な感染症対応を講じていただけますようお願いいたします。

(連絡先)

東京都産業労働局 商工部

地域産業振興課 商店街支援担当 立川

電話 (ダイヤルイン) 03 (5320) 4756